

60歳からの  
リフォーム、建替え、  
住替えに。

## 60歳からの住宅ローン 【リ・バース60】

### 公的機関と 提携した金融機関の 住宅ローン

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構(旧:住宅金融公庫)と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。



### 毎月の お支払いは 利息のみ

一般的な住宅ローンよりも毎月のお支払いの負担が少なく、年金収入の方にもご利用いただけます。



### 住まいの 幅広いニーズに 対応

住宅の建設、購入、リフォームなどに加え、住宅ローンの借換えにもご利用可能。これからの住まいに関する幅広いニーズに対応します。



### 【リ・バース60】の商品概要

#### ご利用いただける方

借入申込日現在で  
満**60**歳以上<sup>※1</sup>  
のお客さま

※1 満50歳以上満60歳未満のお客さまもご利用可能です。この場合は、ご融資の限度額が異なります。

#### ご融資の限度額

次のうち、最も低い額になります。

- ①8,000万円
- ②所要金額の100%
- ③担保評価額の50%または60%<sup>※2</sup>

(注)担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。  
※2 お客さまの年齢が満50歳以上満60歳未満の場合は「担保評価額の30%」となります。

#### 【リ・バース60】の返済方法

元金は、お客さまが亡くなられたとき<sup>※3</sup>に、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただけます。担保物件の売却代金でご返済した後に債務が残った場合は、下の図のうちいずれかの取扱いとなります。

相続人の方のことを考えて、こちらが人気

**ノンリコース型**  
相続人の方は残った債務を返済する必要はありません

**リコース型**  
相続人の方は残った債務を返済する必要があります

※3 連帯債務でお借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときとなります。

ご利用いただけるお客さまの年齢、資金の使いみち、ご融資の限度額、ノンリコース型およびリコース型の取扱い、融資金利、金利タイプその他の商品内容は、金融機関ごとに異なります。

お借入れに当たってのご注意

■お申込窓口は金融機関となります。■生活資金にはご利用いただけません。■投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。また、ご融資の対象となったセカンドハウスを第三者に賃貸することはできません。  
■お申込前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明させていただきます。■融資対象住宅および土地に対して、金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。■ご融資に伴い発生する諸費用は、お客さまの負担となります。諸費用の具体的な内容、金額等は金融機関により異なる場合があります。■【リ・バース60】の返済期間と一般的な住宅ローン(元利均等返済)の返済期間が同じ場合は、金利が同じでも【リ・バース60】の方が総返済額(元金+利息)が多くなります。■【リ・バース60】のお借入れには、金融機関および機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【リ・バース60】ダイヤル(通話無料)  
**0120-9572-60**

営業時間 9:00~17:00  
(土日、祝日および年末年始を除きます)

リバース60

検索



お申込みの条件や商品の詳細などにつきましては、金融機関ごとに異なりますので、取扱金融機関にお問合せください。

禁無断転載

無断転載を禁じます。転載を希望される方は、必ず独立行政法人住宅金融支援機構経営企画部広報グループへご連絡願います。  
本誌掲載文のうえ意見にわたる部分については執筆者の見解であって、住宅金融支援機構の見解ではありません。